

公立大学法人長野県立大学役員に対する報酬及び退職手当の支給基準（案）

1 役員報酬等の支給基準に関する規定

国及び地方公共団体の職員の給与、他の公立大学法人及び民間企業の役員報酬等を考慮して基準を定めることとなっている。（地方独立行政法人法第 48 条・第 56 条）

2 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員

○理事長

基本給	月額	563,000 円
地域手当		基本給の 2.0%（法人職員の例による）
理事長手当		基本給の 25%
通勤手当		法人職員の例による
賞与	6 月支給	（基本給＋地域手当）×1.55 ヶ月
	12 月支給	（ 同上 ） ×1.70 ヶ月

※職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

○副理事長（学長兼務）、専務理事（事務局長兼務）

職員給与規程により給与を支給するため、役員報酬は支給しない。

(2) 非常勤役員

○理事（非常勤）、監事（非常勤）

非常勤役員報酬	日額	30,000 円
通勤手当		法人職員の例による

3 役員退職手当の支給基準

(1) 常勤役員

○理事長

基本給×1/12×在職月数

※職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

○副理事長（学長兼務）、専務理事（事務局長兼務）

職員退職手当規程により退職手当を支給するため、役員退職手当は支給しない。

(2) 非常勤役員

○理事（非常勤）、監事（非常勤）

支給しない